

## ペナルティポイント制度のQ & A

2022. 11. 1 改訂版

### Q1. 会議室のキャンセルは、メールやFAXでも可能か？

A. メールやFAXでは利用団体と交流センターとの間で「キャンセルした事実」や「キャンセルした日」について共通認識を持ってないことがあると考えます。行き違いを防ぐため、キャンセルは、必ず電話又は事務室で直接お伝えください。

なお、午後5時以降のキャンセルは、翌日扱いとなりますので、ご注意ください。

### Q2. 利用停止処分の通知は、誰にどのように届くのか？

A. 原則として、団体の代表者に郵送でお送りします。ただし、利用停止期間の始期が近い場合は、先に電話やメールでお伝えすることもあります。

### Q3. 予約申込期間中（3ヶ月前の月）にキャンセルした場合も、ペナルティポイントが付加されるのか？

A. 予約申込期間中は、会議室の利用が確定しないので、この期間のキャンセルは対象とはなりません。

### Q4. ポイント表に「1ヶ月前」「10日前」「5日前」とあるが、具体的にいつになるのか？

A. 「1ヶ月前」とは、会議室利用日の前月の「応当日」となります。ただし、前月に応当日がない場合は、前月の末日とします。

また、「10日前」及び「5日前」とは、起算日をいれずに前日から数えた日が応当日になります。（例：8月5日の10日前→7月26日、8月5日の5日前→7月31日）

ただし、日数の計算には、休館日を含みますので、該当する日が休館の場合は、その直前の開館日が実質的な該当日となります。

※ 12/28～1/4は休館です。また、土・日・祝日は、予告なく休館になることがありますので、ご注意ください。

※ 「1ヶ月前」の代表的な特例

| 利用日        | 1ヶ月前     | 利用日      | 1ヶ月前       |
|------------|----------|----------|------------|
| 3/29・30・31 | 2/28 (※) | 1/28～2/4 | 12/27(実質的) |
| 5/31       | 4/30     |          |            |

※ 閏年は2/29と読み替える。

### Q5. 「1ヶ月前まで」「10日前まで」「5日前まで」とあるが、「まで」とは、どの期間を指すのか？

A. 「1ヶ月前まで」とは、会議室利用が確定した日（確定日が「1ヶ月前」以前の場  
合）から1ヶ月前までの期間を指します。「10日前まで」とは、1ヶ月前の翌日か  
ら10日前までの期間を指します。同様に「5日前まで」とは、10日前の翌日から  
5日前までの期間を指します。※ 詳しくは、2020年6月1日付「会議室のキャンセ

ルに伴うペナルティポイントの付加について」文書参照

**Q6. ペナルティポイントを累計する2年とは、いつからいつまでなのか？**

- A. 最後に不適切行為が発覚した日（会議室利用予定日）の2年前の応当日（応当日がない場合は、当該月の月末）の翌日からその当日までです。  
（例：不適切行為発覚日⇒2022年5月10日、起算日⇒2020年5月11日）

**Q7. 予約申込期間中に第1希望と第2希望を入れ、どちらか当選したら片方をキャンセルしている。この場合のキャンセルもペナルティポイントが付加されるのか？**

- A. 本来は、片方をキャンセルしているとみなすことができるので、ペナルティポイントの対象となりますが、以前からそのような予約を慣例的に認めていましたので、当分の間、キャンセル扱いにはしません。ただし、このような予約が増えてきた場合等には、適正な運用を図るために、相応の対応をさせていただきます。

**Q8. 同日の同一時間帯に他の会議室が空いていたので、使用会議室を変更したが、この場合でもペナルティポイントは付加されてしまうのか？**

- A. 本来は、「キャンセル」プラス「新規予約」ですが、同一日、同一時間帯の会議室変更に関しペナルティポイントの対象外とします。  
なお、時間帯が違う場合には、ペナルティポイントの対象となります。

**Q9. 会議室使用を他の日に変更した。取消しではなく変更なので、キャンセル扱いにはならないと思うが？**

- A. 「キャンセル」プラス「新規予約」とみなし、キャンセル扱いとなりますので、ペナルティポイントの対象となります。

**Q10. 予約した会議室が抽選でハズレてしまった。しょうがないので、別の日に予約を入れたが、ハズレた日の会議室がキャンセルで空いたので、そちらに予約を変更したい。この場合も、ペナルティポイントが付いてしまうのか？**

- A. 「キャンセル」プラス「新規予約」とみなし、キャンセル扱いとなりますので、ペナルティポイントの対象となります。

**Q11. 他の団体と交渉し、会議室の予約日を交換してもらおうと思うが、この場合でもペナルティポイントは付加されるのか？**

- A. 当該両団体のみ都合であり、キャンセル事実は変わらないので、それぞれを「キャンセル」プラス「新規予約」とみなし、ペナルティポイントの対象とします。  
団体間での会議室の交換は、「他の登録団体への転貸」とみなされることがあり、20ポイントが付加されることがありますので、ご注意ください。

**Q12. 日にち（時間帯）を間違えて予約してしまいキャンセルすることになったが、この場合もペナルティポイントが付加されるのか？**

- A. 予約が確定した時点からペナルティポイントの対象となりますので、この場合もポイントが付加されます。このようなことがないように、日時・曜日等をご確認のうえご予約ください。

**Q13. 会員の集まり具合により会議室を決めようと思い、同日の同一時間帯に2つの会議室を予約した。この場合、片方の会議室を使わなくてもキャンセルさえしなければ、ポイントは付加されないのではないか？**

A. 他の団体の迷惑にもなりますので、このような利用実態のない会議室の確保は、おやめください。もし、発覚した場合には、「虚偽の申請をした」ものと認め30ポイントを付加する場合があります。

**Q14. 「会議室利用申請書」は提出していないので、利用を取消してもキャンセルには該当しないのではないか？**

A. 利用申請書の提出の有無とは関係なく、予約が確定した後に会議室利用を取消した場合は、キャンセル扱いとなり、ペナルティポイントの対象となります。

**Q15. 事前に「会議室利用承認書」をもらっているから、利用停止期間中でも承認を受けた会議室は利用できるのではないか？**

A. その「利用承認書」は無効となりますので、会議室を利用することはできません。

**Q16. 利用停止処分の前に、利用停止期間後の会議室を予約してあったが、その予約は取り消されてしまうのか？**

A. 利用停止処分は、その期間のみ団体の利用を制限するもので、処分期間終了後は、通常の登録団体として活動していただけますので、予約した会議室は利用することができます。

**Q17. 会議室利用当日、今日は雨だから練習は中止にしようとの連絡があった。このままでは、ペナルティポイントが付いてしまうので、私と友人の2人で交流センターへ行き、30分位会議室で時間をつぶしてから帰った。会議室を使ったのだから、キャンセルにはならないと思うが？**

A. 会議室の利用目的に沿った利用をしていないため、このようなことが判明した場合には、「虚偽の申請をした」として、30ポイントを付加させていただきます。

**Q18. 会議室利用の当日、急に先生の都合が悪くなった。先生がいなければ活動ができないので、その日の活動は中止し、会議室をキャンセルすることとした。このキャンセルは、やむを得ないことなので、ペナルティポイントは付けないようにしてほしい。**

A. 交流センターの会議室は、広域的市民活動を支援するため、ネットワーク活動の拠点、市民交流の場として無料で提供しているものであり、先生ありきのカルチャースクール的な利用をされる団体への貸出しはしておりません。市民団体としての交流活動であれば、先生がいなくとも会員相互の自主練習等が可能と思われるので、その方法などを、事前に先生と話し合っておくと良いかも知れません。

**Q19. 昨日、電話で会議室の予約をしたが、今日、他の会員に連絡を取ったところ、みんな都合が悪いらしいので、昨日の予約は取りやめとしたい。昨日の予約はなかったことにして、ペナルティポイントは付けないでほしい。**

A. ペナルティポイントを付加せざるを得ません。仮予約を上手に活用するなど、会議室の予約は、計画性をもって行ってください。

**Q20. 先日、皆の都合が悪いということで会議室をキャンセルしてしまったが、再調整の結果、再度、同じ会議室を予約するので、ペナルティポイントを取消してもらえないか？**

A. 一度キャンセルした事実があるので、ペナルティポイントを取り消すことはできません。会議室の予約は、計画性をもって行ってください。

**Q21. 仮予約をしたいが、何日待ってもらえるのか？**

A. 団体ごとの事情を考慮しながら仮予約の期間を設定すると不公平感が生まれますので、仮予約期間は、その申し出をした日を含め3日間（休館日を除く）と限定させていただきます（期間の延長や再度の仮予約はできません。）。

なお、仮予約をする場合は、「仮予約をする」との明確な意思表示が必要です。

**Q22. 仮予約を取消した場合は、キャンセル扱いとなるのか？**

A. キャンセル扱いにはしません。なお、仮予約期間が過ぎた仮予約は無効となりますので、正式に予約する場合は、必ず期限内にご連絡ください。

**Q23. 明日、会議室を利用する予定だったが、会員の半分近くがインフルエンザに罹ってしまった。3日前にもみんなで集まったので、今は健康な者も発症するかも知れない。他の利用者に感染させては申し訳ないので、会議室利用をキャンセルしようと思うが、このような場合でもペナルティポイントが付加されてしまうのか？**

A. 特殊な事例については個々の判断となりますが、このような事例の場合、事前に連絡をいただければ、ペナルティポイントの対象とはしません。

ペナルティポイント制度は、会議室等の不適切な利用やその他の不適切行為に適正・公平に対応するための制度であり、処分等を目的としているものではありません。ペナルティポイントの対象か否かについては、このような基準により判断させていただきます。

※ 新型コロナウイルス感染防止対策としてのキャンセルは、「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」期間中の利用をキャンセルする場合に限りペナルティポイントの対象とはしません。また、上記期間外であってもインフルエンザと同様に、会員の陽性が判明し、その影響で他の多くの会員の感染が疑われる場合には、ペナルティポイントの対象外となることがあります。

**Q24. 昨夜の天気予報では、雪にはならないと言っていたが、今朝見てみると、雪が積っていた。滑りそうなので、会員の安全のため今日の会議室の利用を中止したい。このような場合でもペナルティポイントが付加されてしまうのか？**

A. 積雪の予想は非常に難しく当日にならなければ分からないこともあり、会員の安全を考えればキャンセルもやむを得ないことと思われれます。このような場合、会議室利用開始時間までに連絡をいただければ、ペナルティポイントの対象とはしません。

**Q25. 台風の影響で電車の計画運休があるということなので、会議室の利用を中止することにしました。こんな状況なので、交流センターも来館しないことは分かっていると思い、キャンセルの連絡をしなかった。自然災害なので、ペナルティポイントの対象にはならないと思うが？**

A. このような特殊な事例において、ペナルティポイントの対象外となるのは、会議室利用開始時間までにキャンセルの連絡いただいた団体のみです。その時間までにキャンセルの連絡がない団体は、無届キャンセルとして、ペナルティポイントを付加させていただきます。

なお、荒天が予想される場合には、来館者や職員の安全確保、帰宅手段確保のため、事前に交流センターから会議室の利用をお断りする場合がありますので、ご了承ください。

**Q26. 会議室の利用当日、会員に不幸ができた。知り合いへの連絡等で忙しく、交流センターにキャンセルの連絡を入れるのを忘れてしまった。このような場合でも、ペナルティポイントは付加されるのか？**

A. 前問と同様に、会議室利用開始時間までにご連絡いただければ、ペナルティポイントは付加されませんが、連絡のない場合には、付加させていただくことになります。

※ 会議室のキャンセルをされる場合は、必ずご連絡をお願いします。

**Q27. 1/5 の会議室予約を 12/27 にキャンセルし忘れた。12/28～1/4 は年末年始休館で連絡ができないから、1/5 にキャンセルしても当日キャンセルの扱いにはならないのではないのか？**

A. 日数の計算には、休館日を含みますので、当日キャンセルとなってしまいます。このようなことがないように計画的な利用をお願いします。

**Q28. 間違えて1ヶ月に5単位の予約を入れてしまった。交流センターに言われて気が付き1単位を取消したが、この場合もキャンセル扱いとなり、ペナルティポイントが付加されるのか？**

A. 5単位目はそもそも予約ができませんので、「キャンセル」ではなく「無効」と解釈され、ペナルティポイントの対象とはなりません。

**Q29. 自分が代表を務める団体が利用停止処分を受けた。自分は、他の団体の代表でもあるが、その団体の代表者としての行動に制限があるか？**

A. 利用停止処分を受けた団体に対して制約があるのみで、代表者が同じであるからといって、他の団体へ処分の効果が波及するものではありません。

**Q30. ペナルティポイントは、利用停止処分が終了後したらリセットされるのか？**

A. ペナルティポイントがリセットされるのは、不適切行為の日から2年を経過したときのみです。途中で利用停止処分があったとしてもポイントのリセットはされません。

1度利用停止処分を受けた団体は、点数が加算される都度、利用停止になることがありますので、ご注意ください。

**Q31. 自分の団体の累計点数は教えてもらえるか？**

A. 当該団体の会員であれば、教えることができます。必要な方は、お問合せください。

**Q32. 利用停止期間中は、会議室の予約はできないのか？**

A. 利用停止期間中は、利用停止期間終了後の会議室の予約であってもすることはできません。利用停止期間中にできることは、登録内容の変更や団体登録の更新申請など一部に限られます。

**Q33. 近々発表会を開催する予定があり、そのチラシを印刷したいが、他の施設の印刷機使用料は高いので予算が足りない。利用停止期間中だが、チラシの印刷だけでいいので、交流センターの印刷機を特別に使わせてもらえないか？**

A. 事情はお察ししますが、このペナルティポイント制度は、全ての登録団体に対し公平に対応するという側面を持っていますので、ご要望にはお応えできません。

**Q34. 利用停止期間中に「交流室」で打合せはできるのか？**

A. 個人として「交流室」を利用することはできますが、会の活動に関する打合せなど、団体活動とみなされる利用はできません。

**Q35. 団体登録の取消しがあった後、2年間は再登録できないことになっているが、別団体を設立すれば、登録できるのではないか？**

A. 団体名を変更しても、取消し団体と同じ団体と認められる場合には、登録をお断りします。なお、後日、そのような事実が判明した場合は、「登録要件に関し虚偽の申請をした」とみなして、35ポイントを付加し団体登録の承認を取消します。

**Q36. 一度解散し、再度新規登録すれば、ペナルティポイントはリセットされるか？**

A. 同一団体と認められれば、ペナルティポイントは継続されます。なお、ペナルティポイントのリセットを目的に、そのような行為があったと認められる場合は、「登録要件に関し虚偽の申請をした」とみなして、35ポイントを付加し団体登録の承認を取消します。

**Q37. 平日に比べ、土曜・日曜や夜間の無届キャンセルのペナルティポイントが高いのは不公平ではないか？**

A. 夜間及び土曜・日曜・祝日は、受付を業者委託しており、当日キャンセルや無届キャンセルがあると無駄な経費を使うこととなりますので、なるべく早く、確実にキャンセル連絡をするという意識をもっていただくため、ポイントを高めを設定しています。ご了承ください。

**Q38. 会員に教材としてテキストを頒布したいが、営利活動とみなされてしまうのか？**

A. 教材の頒布は、営利活動とはみなしませんが、頒布により利益を得たり、同様の頒布を繰り返し行っているような場合は、営利活動とみなすことがあります。